

廃棄物エコ手形実施規程

(目的)

第1条 北播磨地域の管理者不在の私有地等に不法投棄又は不適正処理され、地域の生活環境を悪化させている廃棄物を関係業界と地域住民が協働して撤去（処分）し、北播磨地域の快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物エコ手形（以下「エコ手形」という。）

兵庫県北播磨県民局（以下「県民局」という。）管内で廃棄物の処分業又は収集運搬業の許可を取得している許可業者（以下「許可業者」という。）がボランティアで廃棄物を運搬又は処分等できる内容を登録したものをいう。

(2) 関係機関

県民局、管内自治体、許可業者及び、一般社団法人兵庫県産業資源循環協会東播支部（以下「東播支部」という。）をいう。

(3) 廃棄物

エコ手形で運搬又は処分できる廃棄物をいう。

(有効期間)

第3条 エコ手形の有効期間は、エコ手形の登録日より3年間とする。

(費用負担)

第4条 撤去処分に必要な経費は、許可業者の発行するエコ手形により充当する。

(実施方法)

第5条 エコ手形による廃棄物の撤去は、不適正処理された廃棄物によって、良好な生活環境への支障をきたしているものであって、地域自治会からの要請（以下「要請」という。）があり、原則として撤去にあたり地域自治会の協力が得られる場合に実施する。

(要請)

第6条 要請は、別に定める様式により東播支部又は県民局へ行う。ただし、急を要する場合はその限りでない。

(実施の決定)

第7条 要請のあった場合、下記事項等について調査を行い、関係機関で協議の上、実施の可否について決定を行い、その結果を要請者に対して通知するものとする。

(1) 撤去対象物の種類、品目、量、投棄時期、投棄者及び該当場所の土地所有者等

(2) エコ手形適用の可否

(3) 1回のエコ手形適用では、量が適当でない場合の調整

(撤去計画)

第8条 事業実施の決定後は、要請者を含めた協議会を開催し、撤去及び再発防止計画を策定するものとする。また、計画策定後は、計画内容を関係機関に通知し、撤去にあたっての協力を要請する。

(連絡責任者)

第9条 エコ手形に関する連絡責任者は、県民局環境課長とする。

(管理責任者)

第10条 廃棄物の許可業者等のエコ手形に関する管理責任者は、東播支部長とする。

(疑義の解釈等)

第11条 本実施規程の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本実施規程に定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、関係機関協議の上別途定める。

(施行)

第12条 この実施規程の施行、改訂及び終了等については関係機関協議の上決定する。

附 則

この実施規程は、平成22年11月5日から効力を発する。

附 則

この実施規程は、平成26年1月1日から効力を発する。

附 則

この実施規程は、平成30年1月1日から効力を発する。